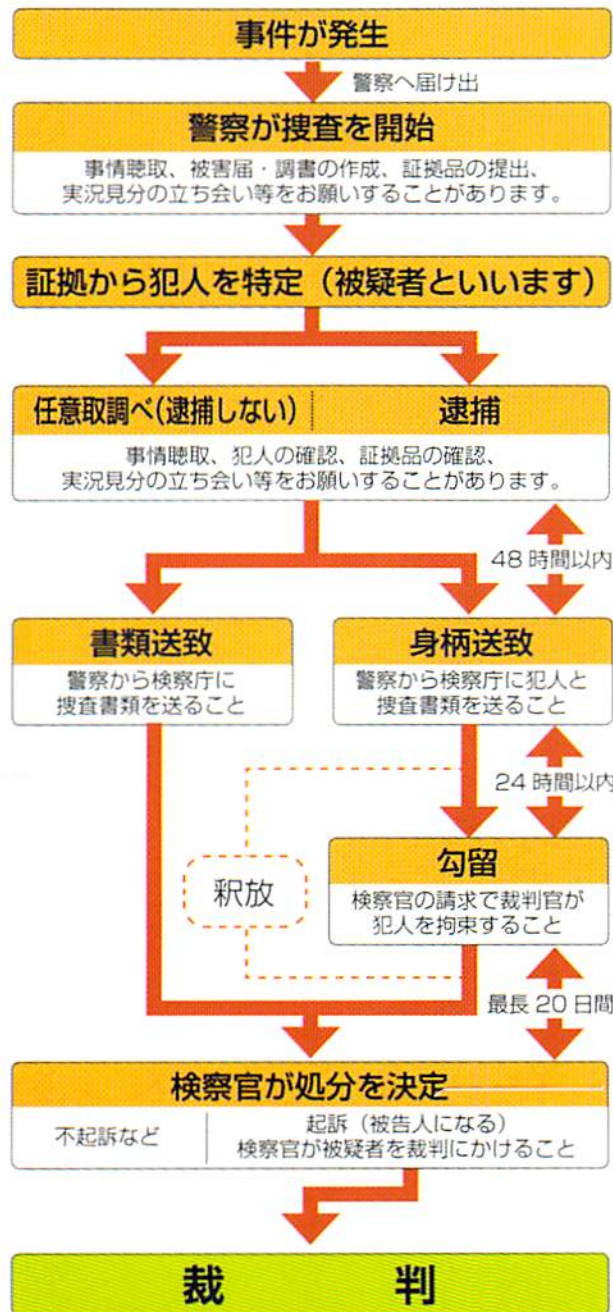


刑事手続きの流れ ～事件発生から裁判まで～



※犯人が少年(20歳未満)の場合、少年審判手続き等による場合があり、成人の場合と手続きに違いがあります。

相談窓口	相談内容	電話番号
和歌山県警察本部 広報県民課	各種犯罪被害・犯罪被害 給付制度の相談	#9110(短縮ダイヤル) (073)432-0110
	性犯罪被害に関する相談	#8103(短縮ダイヤル)
和歌山県警察 少年サポートセンター	犯罪の被害にあわれ た少年に関する相談	(073)425-7867
和歌山県警察本部 組織犯罪対策課	暴力団犯罪等に 関する相談	(073)423-8704
和歌山県暴力追放 県民センター		(073)422-8930
和歌山県県民相談室	各種相談の 総合相談受付	(073)441-2356
和歌山県子ども・女性・ 障害者相談センター	配偶者等からの 暴力相談	(073)445-0793
性暴力支援センター和歌山 (わかやま mine)	性暴力被害に 関する相談	(073)444-0099
和歌山地方検察庁	被害相談、事件に 関する問い合わせ	(073)422-4285
和歌山弁護士会	法律に関する相談	(073)422-4580
日本司法支援センター (法テラス和歌山)	法律等に関する情報 提供、民事法律扶助	050-3383-5457
紀の国被害者 支援センター	犯罪被害に 関する相談	(073)427-1000

お願い

被害者のご家族の方には、捜査のため次のようなお願いをすることがありますので是非ともご協力をお願いします。

【事情聴取】

捜査員が被害の状況等について、被害者やご家族から事情をうかがいます。また検察庁や裁判所でも事情を聞かれることがあります。

【証拠品提出】

被害者の着衣や所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

【実況見分の立ち会い】

事件によっては、犯罪現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

被害者の手引き

～犯罪の被害にあわれた方のために～



犯罪に巻き込まれた被害者やそのご家族は突然のことにとまどい、これからどうすればよいのか不安な気持ちのことと思います。

この手引きは、

- 被害者やご家族が利用できる援助制度や相談窓口
- 捜査や裁判の仕組み

などについてまとめたものです。

少しでも、つらい思いをされている被害者やそのご家族のお役に立てれば幸いです。

被害者支援員

和歌山県	警察署
課	係
氏名	
TEL	内線

連絡捜査員

課	係
氏名	
TEL	内線

犯罪の被害にあわれた方が利用できる制度

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為（殺人や傷害など）によって、

- 死亡された被害者の遺族（遺族給付金）
- 障害が残る被害者（障害給付金）
- 重傷病を受けた被害者（重傷病給付金）

に国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

【給付金の減額、調整】

加害者が支給により利益を受けるおそれがある場合や被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、公的補償を受けたときや損害賠償を受けたときは、その額と給付金とが調整されます。

公費による各種支援制度

警察では、被害者等の負担を軽減するため

- 臨床心理士等によるカウンセリング
- 緊急避妊等の経費の公費負担
- 一時避難場所等の公費負担
- 司法解剖後の遺体搬送費の公費負担

など、被害者等をサポートするための各種支援施策を講じています。

被害者連絡制度

事件を担当する捜査員が、捜査がどのように進んでいるかをはじめ

- 犯人が分かった場合は、氏名や年齢など
- どの検察庁に犯人を送致したか
- 裁判はどこで行われるか

などについて、お知らせします。

犯人が少年の場合は、お知らせ内容が少し異なります。

交番・駐在所の警察官が訪問します。

被害者が再び被害にあわないために、また被害者の不安を少しでも軽くするため、被害者からご要望があったときは、交番又は駐在所の警察官が、被害者方を訪問し、必要なお知らせをします。

詳しくは、事件を担当する警察署、又は、和歌山県警察本部広報県民課（073-423-0110 内線 2967・2968）まで、お問い合わせ下さい。

性犯罪被害者への対応

性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

警察では、被害者の精神的負担の軽減を図るため、女性の警察官による相談対応や証拠採取時における配慮といった施策を推進しています。

ご相談は、お近くの警察署、警察相談#9110・#8103、公益社団法人紀の国被害者支援センター、又は、わかやま mine へ

被害少年への支援

心身ともに未成熟な少年は、大人に比べて精神的ダメージが非常に大きく、また、苦しい思いを伝える術をもたないため、心の傷は根の深いものとなりがちです。警察では、少年サポートセンター等とともに、少年の特性に配慮しながら精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

ご相談は、お近くの警察署、又は、少年サポートセンター（073-425-7867）e8205001@pref.wakayama.lg.jp

公益社団法人紀の国被害者支援センター

紀の国被害者支援センターでは、被害者やその家族等からの電話相談、面接相談に応じたり、病院や裁判所、警察署への付き添い、被害者自助グループ（遺族の会）の紹介など様々な支援を行っています。

電話相談：073（427）1000
受付時間：月曜～金曜／10:00～16:00

公益社団法人和歌山県暴力追放県民センター

和歌山県暴力追放県民センターは、暴力団の対立抗争等に巻き込まれて被害を受けた方々に

- 民事訴訟費用や被害修復費用等の貸し付け
 - 被害者見舞金等の支援
- などの支援活動を行っています。

暴追センターは、暴力団からの被害相談等を行っています。
電話／073(422)8930

検察庁・裁判所の支援

検察庁では、被害者等への支援に携わる「被害者支援員」も配置されています。また、事件の処理結果、裁判の結果等の通知を受けることができる被害者等通知制度があります。さらに、裁判の記録を被害者等が閲覧コピーできる制度も用意されています。

被害者参加制度

故意の犯罪行為（殺人、傷害など）や、自動車運転過失致死傷等の被害者やご遺族は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」という地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には

- 公判期日に出席すること。
 - 証人や被告人に対して質問すること。
 - 事実又は法律の適用について意見を述べること。
- 等です。

その際の旅費、日当及び宿泊料は公費負担できます。

損害賠償命令制度

故意の犯罪行為（殺人、傷害など）の被害者やご遺族は、その刑事事件を担当している裁判所に対し、民事上の損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

詳しくは、事件を担当する検察庁・裁判所へお問い合わせください。

少年審判の被害者傍聴

少年犯罪のうち、故意の犯罪行為（殺人、傷害など）や、自動車運転過失致死傷等の被害者やご遺族は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

また、家庭裁判所から審判の状況について説明を受けることができます。

詳しくは、家庭裁判所へお問い合わせください。